

令和6年度 高梁市職員採用試験実施要項【追加募集】

令和6年9月17日
高梁市役所

1 試験区分・受験資格等

試験区分	採用予定人員	受験資格〔職務内容〕
事務職 (地域活性化枠)	各地域 1人程度	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有し、市外在住者で採用後に有漢・成羽・川上・備中地域に最低10年間居住して、地域貢献活動に積極的に取り組める人
		〔職務内容〕主に市長部局・教育委員会事務局等で一般行政事務に従事

※ 上記にかかわらず、次の各号いずれかに該当する人は、受験できません。

(1) 事務職は、日本の国籍を有しない人

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

②高梁市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験及び合格発表の日程

区分	日時	場所
第1次試験 (筆記試験・集団討論)	令和6年12月8日(日) 受付 8:30~8:45 試験 9:00~	高梁市役所 高梁市松原通2043番地 電話0866-21-0200
第1次試験合格発表	令和6年12月下旬	高梁市役所前に公告掲示する。
職場体験	令和7年1月中旬~下旬	第1次試験合格者には、職場体験及び口述試験の日時・場所等を通知する。
第2次試験 (口述試験)	令和7年1月下旬	
最終合格発表	令和7年2月上旬	第2次試験受験者全員に合否を通知する。

※ 災害発生等に伴い、日時・場所等が変更となる場合があります。変更となる場合は、高梁市ホームページに掲載してお知らせしますので、各自ご確認ください。

3 試験の内容

(1) 第1次試験（筆記試験・集団討論）

試験区分	試験内容等				
	教養試験 (選択式)	作文試験 (30分)	事務適性検査 (10分)	職場適応性検査 (20分)	集団討論 (60分)
事務職 (地域活性化枠)	—	○	○	○	○

(2) 職場体験

科目	内容
職場体験	職場体験（通算5日程度）

(3) 第2次試験（口述試験）

科目	内容
口述試験	個別面接

4 受験の手続き等

(1) 申込用紙は、高梁市役所総務部総務課、各地域局で交付します。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 受験の申込みは、令和6年11月28日(木)までの土曜日・日曜日・祝日の閉庁日を除き、午前8時30分から午後5時15分までに下記の場所で受け付けます。

郵送による場合は、令和6年11月22日(金)までの消印があるものを有効とします。

なお、郵送申込みの場合は、受験票を返送しますので、110円切手を貼付し宛名を明記した返信用封筒（長3封筒）を同封してください。

【受付場所】

高梁市役所 総務部総務課（本庁舎3階）
〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043番地
電話0866-21-0205

(3) 受付時に受験票を交付しますので、受験票に写真を貼って、試験当日に持参してください。
(写真は、試験日前3箇月以内に撮影した上半身脱帽正面向きで、縦5cm・横4cmのもの)

5 合格から採用まで

(1) 合格者は採用候補者名簿（有効期限は、令和8年3月31日まで）に登載され、欠員が生じた場合、必要に応じその都度成績順に採用者が決定されます。

(2) 卒業見込みの者の採用予定日は、おおむね令和7年4月1日となります。卒業見込みの者で、採用候補者名簿に登載された者が卒業できなかった場合は、採用候補者名簿から削除されます。

6 その他

(1) 試験結果の開示請求について

- ① 試験に合格しなかった人は、本人の成績（順位、総合得点）及び合格基準点の開示請求ができます。（合格した試験の成績は開示できません。）
- ② 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、受験者本人が直接請求してください。
- ③ 開示請求が可能な期間は第1次、第2次のそれぞれの合格発表日から2週間以内とします。
- ④ 開示内容は後日郵送しますので、開示請求時に返信用封筒（110円切手を貼り、受験者本人の宛先を記載した封筒）をご持参ください。

(2) 職員給与について

給与については、高梁市職員の給与に関する条例等によります。

(参考) 令和6年度の初任給

《事務職》 大学卒 200,200円 短大卒 177,100円 高校卒 166,600円

※上記は新卒の場合の金額です。職歴のある人については、前歴加算を行う場合があります。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等があります。